東京都社会保険労務士会支部会員各位

令和7年8月吉日 東京都社会保険労務士会 城北統括支部 板橋支部 支部長 佐藤 信 研修委員長 三橋 伸一

11月は特別研修会として弁護士の岡崎教行氏をお招きし、「顧問先・勤務先でハラスメントの申告があったらどう対応?」をテーマにご講演いただきます。

実際にハラスメントが起きた時の対応について、豊富な実例を交えながらご解説頂く予定です。 今回は他支部の方にも幅広くご参加いただきたく、お声がけをさせていただきました。 終了後には懇親会も予定しておりますので、交流を深めていただければと思います。

板橋支部11月特別研修会のご案内

顧問先・勤務先でハラスメント申告があった!

どう対応する?

ハラスメントが 起きると大変! ハラスメント 対策セミナー その一言がハラ スメントになる かも!

※会場で資料の配布はいたしません。事前にメール配信いたしますので、 そちらを印刷もしくはダウンロードしてご参加くださいますようお願い いたします。なお、資料は11月7日(金)までに参加申込みをされた方 に配信させていただきます。それまでにメールが届かない方は板橋支部 三橋宛(下部記載)ご連絡ください。



11/12 (7k)



18:30~20:15



場所 板橋区立文化会館 4 F 大会議室 (会場のみ) 労働法(使用者側)を専 板橋区大山東町 5 1 - 1 TEL 03-3579-2222 あっせん・合同労組対成 東武東上線「大山」駅 北口から 徒歩約3分 労働法務のエキスパート 都営三田線「板橋区役所前」駅A3出口から徒歩約7分 ご活躍されております。

https://www.itabashi-ci.org/culturehall/access/

講師

岡崎教行氏(寺前総合法律事務所 パートナー弁護士) 第一東京弁護士会所属・中小企業診断士

労働法(使用者側)を専門とし、裁判の他、労働審判・ あっせん・合同労組対応等の経験も豊富。 労働法務のエキスパートとして講演や執筆等、多岐にわたり

次ページに著書等、詳しいご紹介をしております。

懇親会

終了後大山駅周辺にて開催します。 (要 事前申し込み) (費用未定)

東京都社会保険労務士会 城北統括支部 板橋支部

URL: https://forms.gle/d11vPjx7pzLCaFZs6

お申込み 上記URLもしくは、右記のQRコードからお申込みください。

お問合せ先 板橋支部三橋まで(info@mitsuhashi-sr1.com) ※研修会・懇親会とも会場の定員に達したときは、締切日前であっても 受付を終了させて頂くことがあります。



顧問先・勤務先でハラスメント申告があった! どう対応する?

近年、職場におけるハラスメントに関する相談や指導が増加しており、顧問先企業からの対応要請も複雑化、高度化しています。こうした中で、社会保険労務士として、企業のコンプライアンス対応やリスク管理に寄与するためには、より実務に即した知識と視点が求められています。そこで、労務問題を数多く手がけられておられる岡崎先生に、ハラスメントが起きた時の対応について事例を交えて解説頂きます。

ハラスメントが起きた際 ハラスメント事実 の企業リスク 認定時の注意点 ハラスメント発生 時の対応と手順 事例から考える 注意点と対応策 等

講師のご紹介

【講師】寺前総合法律事務所

弁護士・中小企業診断士 岡崎 教行氏

【学歴・職歴】

平成12年 3月 法政大学法学部卒業

平成13年10月 司法試験第二次試験合格

平成14年 3月 法政大学大学院卒業

平成15年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

平成27年 1月 中小企業診断士試験合格

平成29年10月 中小企業診断士登録(城西支部)

平成31年 2月 寺前総合法律事務所(パートナー)

【専門】労働法務。取り扱う事件、相談の9割程度が労働問題。

【著書】

- ◆三訂版 使用者側弁護士からみた「標準 中小企業のモデル就業規則策 定マニュアル」(日本法令・共著)
- ◆社労士のためのわかりやすい補佐人制度の解説(労働新聞社)
- ◆Q&Aとストーリーで学ぶコロナ恐慌後も生き残るための 労働条件変更・人員整理の実務(日本法令・共著)
- ◆就業規則からみるメンタル不調の予防と対応—規定整備の ポイントー(新日本法規・共著)
- ◆基本がわかる!人事労務管理のチェックリスト(労務行政)
- ◆個人契約型社員制度と就業規則・契約書作成の実務(日本法令・共著)







■申込締切

11月 5日 (水)

※今回は他支部の方にも公開しております。研修会場は広めに確保しておりますが、研修会場・懇親会場ともにお席に限りがございますので、お早めのお申し込みをお願いいたします。大変貴重な機会ですので、今からご予定を確保いただければ幸いです。お知り合いの社労士の方もお誘いあわせの上、ぜひご参加ください。ただし、東京会の方で事前にお申込みフォームで申込をされた方のみに限らせていただきます。